

群馬県適正化通信 NO. 88(平成27年12月号)

整備管理者（選任後）研修の受講漏れの無いように！

群馬県の整備管理者（選任後）研修については、既にご案内をいたしました。11月25日を持ちまして年内の研修は終了いたしました。整備管理者に選任されている方は、今一度、手帳等により受講状況を確認の上、受講漏れの無いようお願いいたします。

また、今年度、最後の研修実施日は、平成28年1月26日（火）となっています。

※ 運行管理者の一般講習の受講についても、受講漏れが無いよう、今一度手帳等の確認をお願いします。

● 貨物自動車運送事業輸送安全規則

（整備管理者の研修）

第15条 貨物自動車運送事業者は、地方運輸局長から道路運送車両法第50条の規定により選任した整備管理者について研修を行う旨の通知を受けたときは、整備管理者に当該研修を受けさせなければならない。

● 道路運送車両法

（整備管理者）

第50条 自動車の使用者は、自動車の点検及び整備並びに自動車車庫の管理に関する事項を処理させるため、自動車の点検及び整備に関し特に専門的知識を必要とすると認められる車両総重量8トン以上の自動車その他の国土交通省令で定める自動車であって国土交通省令で定める台数以上のものの使用の本拠ごとに、自動車の点検及び整備に関する実務の経験その他について国土交通省令で定める一定の要件を備える者のうちから、整備管理者を選任しなければならない。

2 前項の規定により整備管理者を選任しなければならない者（以下「大型自動車使用者等」という。）は、整備管理者に対し、その職務の執行に必要な権限を与えなければならない。

1. 行政処分事項

・整備管理者の研修受講義務違反 初違反 10日車 再違反 20日車

2. 今年度群馬県における最後の整備管理者（選任後）研修

(1) 日時

平成28年1月26日（火） 9：00～12：00

13：30～16：30

（受付開始時間は各30分前）

(2) 場所

群馬県トラック総合会館 前橋市野中町595

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。

群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関

電話 027-212-8821